**平成２１年（フ）第７６号**
山形県新庄市十日町2554番地の８
債務者　京野　雅子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
山形地方裁判所新庄支部

**平成２２年（フ）第５号**
山形県新庄市金沢1985番地の６　クレールシャンブル101号室
債務者　別府　　奏
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
山形地方裁判所新庄支部

**平成２１年（フ）第８１６号**
千葉県流山市大字大畔295番地
債務者　松沢　　典
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第８６１号**
千葉県流山市こうのす台1082番地の17
債務者　本田ひさ子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第８８５号**
千葉県松戸市根本347番地高峰ハイツ102号
債務者　野々下三次郎
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第１９号**
千葉県松戸市稔台３丁目32番地の１　司第一マンション107号
債務者　相川　龍一
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第２３号**
千葉県流山市古間木292番地の16
債務者　岡本　善成
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第２４号**
千葉県柏市岩井400番地
債務者　平川　　勇
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第２５号**
千葉県松戸市六実２丁目10番地の１
債務者　伊藤　貴芳
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第５５８号**
福井県鯖江市下司町第20号１番地６
債務者　坪田　尚子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第４号**
福井市松本２丁目32番16号
債務者　吉村　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１６号**
福井市松本１丁目46番９号　町屋団地18館106号
債務者　菅野　徳子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第３０８号**
長野県下水内郡栄村大字北信3590番地４
債務者　都丸　幸郎
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４８４号**
長野県中野市大字上今井2620番地１
債務者　神田みさお
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第９号**
長野市丹波島２丁目20番地３アムールクワナＡ201号
債務者　伊藤　由美（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４９５号**
兵庫県宝塚市安倉南４丁目４番32号　グレースライフＡ102、前住所兵庫県宝塚市高司１丁目12番27―203号
債務者　井上　美樹
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第８５７号**
神戸市垂水区桃山台７丁目４番地の11、申立時の住所兵庫県芦屋市高浜町５番２―923号
債務者　末包　悦子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係